

令和7年度自然体験を通じた環境学習推進事業 イベント開催業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和7年度自然体験を通じた環境学習推進事業自然体験イベント開催業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務の名称
令和7年度自然体験を通じた環境学習推進事業自然体験イベント開催業務
- (2) 業務の内容
別添「令和7年度自然体験を通じた環境学習推進事業自然体験イベント開催業務委託仕様書」のとおり
- (3) 予定価格
2,904,990円（消費税および地方消費税（10%）を含む）
- (4) 実施期間
契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

3. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務

中分類：イベント

・地域要件

県内に本店を有する事業者。

あるいは、県内の営業所等取引の権限を委任している県外事業者。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

4. プロポーザル説明会

説明会は実施しない。

5. 質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

質問事項を質問票に記載の上、「6. 担当部署」に電子メールで提出すること。

電子メールの標題には「【自然体験を通じた環境学習推進事業自然体験イベント開催業務質問：事業者名〇〇】」と記載すること。電子メールを送付後、環境政策課へ電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問受付期限

令和7年5月13日（火）正午まで受け付ける。

(3) 回答方法

期間中に提出された全ての質問を取りまとめたものを、全ての質問者に対し、令和7年5月15日（木）を目途に電子メール等で回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/>

6. 担当部署

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 企画・環境学習係（担当：東坂、小林）

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3453 FAX:077-528-4844 E-mail: biwako-es@pref.shiga.lg.jp

7. 提出書類

(1) 企画提案書等提出書（様式1）1部

① 企画提案書（正1部、副4部）

- ・企画提案書の形式は、A4サイズとすること。
- ・企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

② 概算見積書（正1部、副4部）

- ・概算見積書の形式は、A4サイズとすること。
- ・概算見積書には、別紙「令和7年度自然体験を通じた環境学習推進事業イベント開催業務公募型プロポーザル委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。
- ・消費税および地方消費税（10%）を含むこと。（税額を明示すること。）
- ・見積書には、事業所名、所在地住所、代表者名、代表者印があること。

③ 添付書類

- ・本委託業務と類似の業務の実績、または現在履行中の実施等の実績（様式2）5部
- ・会社等概要書（様式3）もしくは企業等の概要説明書（パンフレット等）5部

(3) 社会政策推進面に係る関係書類

- ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し1部
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し1部
- ③ 高年齢者就業確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届けをしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し1部
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかの認証等を受けている場合には、同認定証等の写し1部
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書〔事業主控〕の写し1部。
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書1部
 - ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定証（県発行）の写し1部
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定書（労働局発行）の写し1部
- ⑤ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認定証（県発行）の写し1部
- ⑥ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には同認定証（労働局発行）の写し1部
- ⑦ 環境マネジメントシステムのうち次のいずれかの登録・認証を受けている場合には、同認定証等の写し1部
 - ・国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - ・一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
 - ・特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

8. 企画提案書および関係書類の提出について

① 提出期限

令和7年5月30日（金）17時（必着）

② 提出先

「6. 担当部署」のとおり。

③ 提出方法

「②提出先」に示す場所へ持参または郵送により提出すること。

・持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く、9時から17時までとする。

・郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

9. 企画提案のポイント

作成にあたっては、業務仕様書に記載している条件を満たし、かつ、以下の点について本業務の目的を達成するために最も効果的であると考えられる内容とすること。なお、別途経費が必要になる企画提案を記載することは認めない。

(1) 記載する内容

- ① 業務遂行にあたっての基本的な考え方
- ② 企画提案の骨子
- ③ 具体的な企画内容（取組方針、実施方法等）
- ④ 実施スケジュールおよび実施体制

(2) 特に企画提案を求めるポイント

- ① 会場の自然を活用するなど、参加者にとって原体験となりうる自然体験を提供できるイベント内容になっているか。
- ② 事業の趣旨に沿った体験イベントの企画、実施体制が提案されているか。
- ③ 出展者の今後の活動の発展につながるような機会や手法が提案されているか。
- ④ 本事業の過年度（R5, R6）実績を踏まえた改善点が明確に示されているか。

10. 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

環境政策課が設置する審査会において、提出のあった企画提案書についての書類審査およびプレゼンテーション審査を公正かつ厳正に実施し、契約予定者を1者選定する。

① 書類審査

提出されたすべての提案について、3.に掲げる参加資格について確認を行うとともに、7.に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

② プレゼンテーション審査

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課および関係課の職員から選任した3名の審査委員からなる審査会において、提出のあった企画提案書等および企画提案者によるプレゼンテーションをもとに、あらかじめ設定した審査項目および評価点に基づき、審査を実施する。

下表の審査項目（1）～（8）について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、下表重みづけを乗じて点数をつける（5：特に優れている、4：優れている、3：普通、2：やや劣っている、1：劣っている）。なお、審査項目（9）～（12）につい

ては、重みづけを乗じず、認定・実施によって配点の点数を計上する。審査員の採点および項目（９）～（１２）の加点分を集計し、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。

ただし、総合点において満点の６割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。プレゼンテーション審査は令和７年６月上旬を予定している。

なお、プレゼンテーション審査の実施時間、場所等は、該当事業者に別途通知する。

（２） 審査項目

審査項目および評価点は、下表のとおり。

番号	評価項目	評価の視点	重み づけ	評価 点
(1)	事業目的、 内容	・ 委託事業の趣旨を理解し、提案内容が事業目的と合致しているか。 ・ 目的を達成するため、効果的な事業内容となっているか。	× 4	20
(2)	実施体制	・ 来場者ならびに出展者に対して、適切なフォローが可能な人員配置となっているか。	—	5
(3)	実現可能性	・ 事業実施スケジュールなど、事業を確実に遂行できる妥当なものになっているか。	× 2	10
(4-1)	周知方法	・ 県内からの来場者を増加させる工夫がなされているか。	× 2	10
(4-2)		・ 県外からの来場者を増加させる工夫がなされているか。	—	5
(5)	独自性	・ 既存事業の流用ではなく、効果的かつ独自性のある提案となっているか。	× 2	10
(6)	フォローアップ体制	・ 出展者の今後の活動の発展につながるような機会や手法が提案されているか。	× 2	10
(7)	安全管理	・ イベントの実施にあたり、安全管理を徹底し、必要に応じて保険加入などの対応をとっているか。	—	5
(8)	改善策	・ 本事業の過年度（R5, R6）実績を踏まえた改善点が明確に示されているか。	—	5
(9)	業務実績	・ 類似の業務実績があるか。	—	3
(10)	地域要件	・ 県内に本社を有する事業者かどうか。	—	2

(11)	見積価格	経費節減を意識した見積金額となっているか。 ・ 予定価格の80%未満…………… 10点 ・ 予定価格の80%以上85%未満…………… 8点 ・ 予定価格の85%以上90%未満…………… 6点 ・ 予定価格の90%以上95%未満…………… 4点 ・ 予定価格の95%以上100%以下 …………… 2点	—	10
(12)	社会政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	—	1
		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	—	1
		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	—	1
		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	—	1
		環境マネジメントシステムのうち次のいずれかの登録・認証を受けているか (有・無) ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構 (平成23年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター) の実施するエコアクション 21の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録	—	1

		④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証		
合計			—	100

(3) 相手方の決定

審査委員の採点を集計し、評価の総合点が最も高い事業者を契約の相手方（契約予定者）とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としな
いものとする。

(4) 結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに参加者に文書により通知する。

(5) 契約予定者選定後

審査会後に提案についての具体的な内容や経費等を精査し、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

11. 失格

- (1) 参加申込書または企画提案書を提出期限までに提出しない場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

12. その他

- (1) 提案書等を提出後の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出された提案書および添付書類等は返却しない。
- (3) 提案書等の作成および参加にかかる経費はすべて参加者の負担とする。
- (4) 採用した場合でも、実施過程において協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 提出された企画提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (6) 企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。
- (7) この業務委託の実施については、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）等が適用される。